

## 第5回京都市新型コロナウイルス感染症緊急対策本部会議

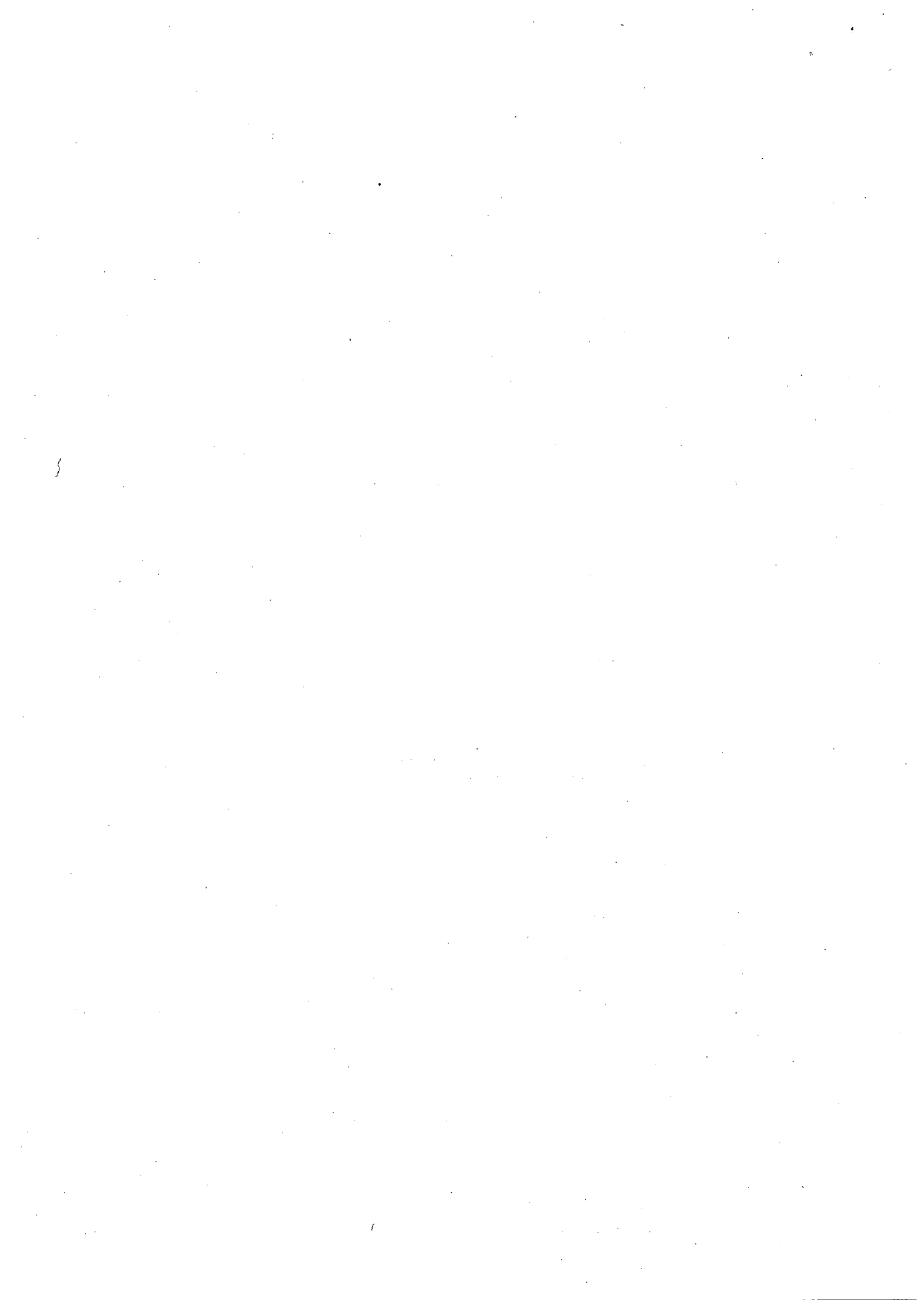
日時：令和2年2月28日（金）

正午から

場所：京都市危機管理センター

### 次 第

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策について
- 2 学校の臨時休校に関連しての保育所等の対応について
- 3 その他
- 4 市長指示



## 第5回京都市新型コロナウイルス感染症緊急対策本部会議出席者

令和2年2月28日(金)開催

氏名	所属
門川 大作	市長・本部長
村上 圭子	副市長・副本部長
岡田 憲和	副市長・副本部長
鈴木 章一郎	副市長・副本部長
三宅 英知	保健福祉局長・副本部長
森元 正純	危機管理監・副本部長
安部 康則	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進担当局長・副本部長
山中 博昭	会計管理者
北村 信幸	文化芸術政策監
川端 昌和	監察監
糟谷 範子	観光政策監
長谷川 一樹	環境政策局長
吉田 良比呂	行財政局長
藤原 正行	総合企画局長
別府 正広	文化市民局長
山本 達夫	産業観光局長
久保 敦	子ども若者はぐくみ局長
鈴木 知史	都市計画局長
山田 哲士	建設局長
松田 晃郎	中京区長
市田 佳之	東山区長
山本 和浩	市会事務局長
山内 博貴	消防局長
山本 耕治	公営企業管理者交通局長
山添 洋司	公営企業管理者上下水道局長
在田 正秀	教育長
山田 典子	保健福祉局 医務担当局長(保健所長)

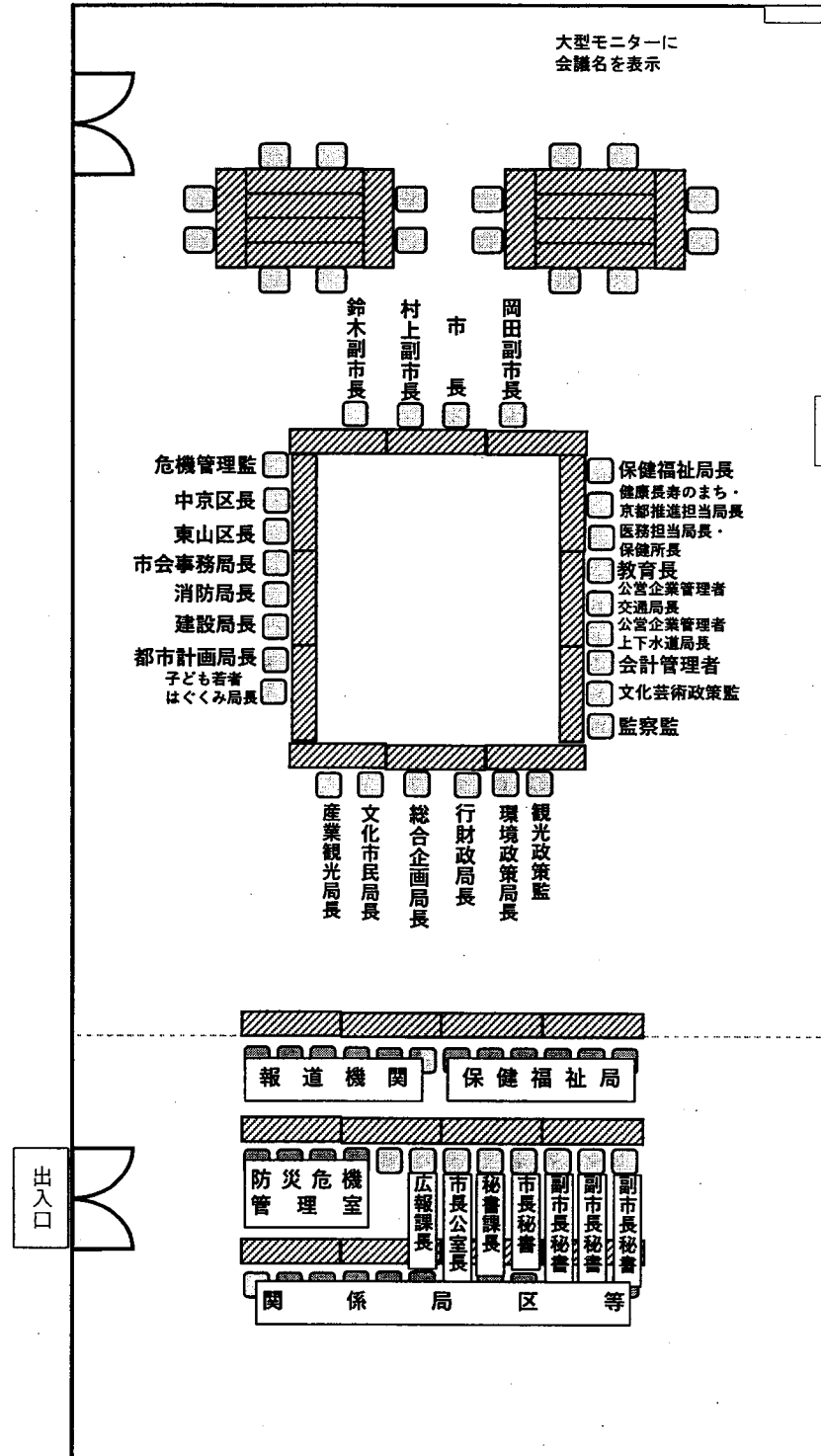


# 第5回京都市新型コロナウイルス感染症緊急対策本部会議

## 配席図

(令和2年2月28日(金) 正午から午後0時15分まで)

【京都市危機管理センター(分庁舎4階)】







元文科初第1585号  
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚生労働事務次官

文部科学事務次官  
藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校  
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナ  
ウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づ  
き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省として  
も、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二  
報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等  
についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がま  
さに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何より  
も子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まる  
ことによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校  
における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このこ  
とを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこととしており、必要に応じて相談いただきたいこと。



(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等により教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

(Y900A15)

令和2年2月28日

京都市立学校・幼稚園長 様

教育委員会  
総務課長  
(庶務担当：222-3767)

### 学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（2/28現在）

安倍総理大臣から、子どもたちの健康、安全を第一に考え、多くの子どもたちや教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日（月）から、春休みまで臨時休校を行うよう要請がありました。

本要請を受け、本日時点で、本市として下記のとおり対応することといたします。

また、保護者等に対して、別紙「保護者通知文例」も活用し、周知徹底していただくようお願いいたします。

#### 記

- 1 3月2日（月）については、休校とせず、通常どおりの教育活動を実施してください。  
※ 現在、国の方針を踏まえ対応方針を検討していますが、一人一人の子どもの居場所、安心・安全の確保、各家庭の状況等を踏まえ対応することが重要であり、各校園においても、それぞれの課題を確認し、対応するとともに、児童生徒・保護者等へ丁寧に説明する必要があるため。
- 2 3月3日（火）以降の対応方針については、3月2日（月）の午前中を目途に、できる限り早い段階で、お知らせいたします。
- 3 卒業式、修了式については、令和2年2月27日付通知「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（2/26現在）」(Y900A15) のとおり、感染拡大防止の措置や実施方法を工夫のうえ、実施してください。
- 4 高等学校入学者選抜については、府内の感染状況に大きな変化がない限り、感染拡大防止の措置を行ったうえ、予定どおり実施する方向です。

#### 5 問い合わせ先

- |                |                     |             |
|----------------|---------------------|-------------|
| ① 小・中学校・義務教育学校 | 学校指導課初等教育担当，中学校教育担当 | TEL222-3806 |
| ② 高等学校         | 学校指導課高校教育担当         | TEL222-3811 |
| ③ 総合支援学校       | 総合育成支援課             | TEL352-2285 |
| ④ 幼稚園          | 学校指導課初等教育担当         | TEL222-3806 |

令和2年 月 日

保護者の皆様

京都市立〇〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

## 学校における新型コロナウイルスに関連した対応について（休校措置要請への対応）

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

国から、子どもたちの健康、安全を第一に考え、多くの子どもたちや教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日（月）から、春休みまで臨時休校を行うよう要請があったことを受け、教育委員会から、京都市としての現時点での対応方針が示されましたので、下記のとおりご連絡申し上げます。

## 記

- 1 現在、教育委員会において、国の方針を踏まえ対応方針を検討していますが、一人一人の子どもの居場所、安心・安全の確保、各家庭の状況等を踏まえ対応することが重要であるとの方針の下、本校においても、今後、こうした課題への対応について、児童生徒・保護者等へ丁寧に説明させていただく必要があるため、3月2日（月）については、休校とせず、通常どおりの教育活動を実施します。

なお、各ご家庭の判断で、自宅で過ごされる場合は、欠席日数として記録せず、「忌引き等」として対応いたしますので、ご連絡をお願いいたします。

- 2 また、3月3日（火）以降の対応方針については、3月2日（月）に教育委員会から方針が示される予定です。つきましては、改めて3月2日（月）に、お子様を通じてお知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。
- 3 卒業式、修了式については、市内の感染状況に大きな変化がない限り、感染拡大防止の措置や参加者の限定、式典時間の短縮など実施方法の工夫のうえ、実施する予定です。
- 4 高等学校入学者選抜については、府内の感染状況に大きな変化がない限り、感染拡大防止の措置を行ったうえ、予定どおり実施する方向です。



令和 2 年 2 月 2 8 日  
保 健 福 祉 局  
( 健 康 安 全 課 222-4244 )

新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口件数について  
(令和2年2月28日午前8時現在)

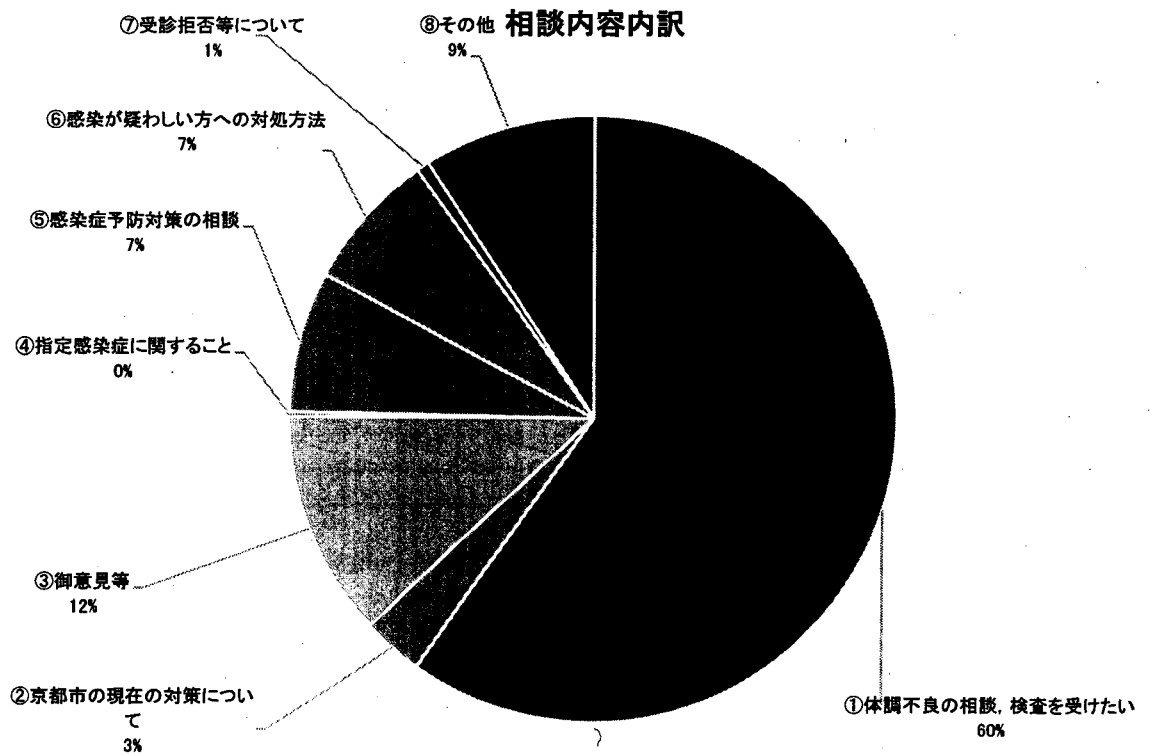
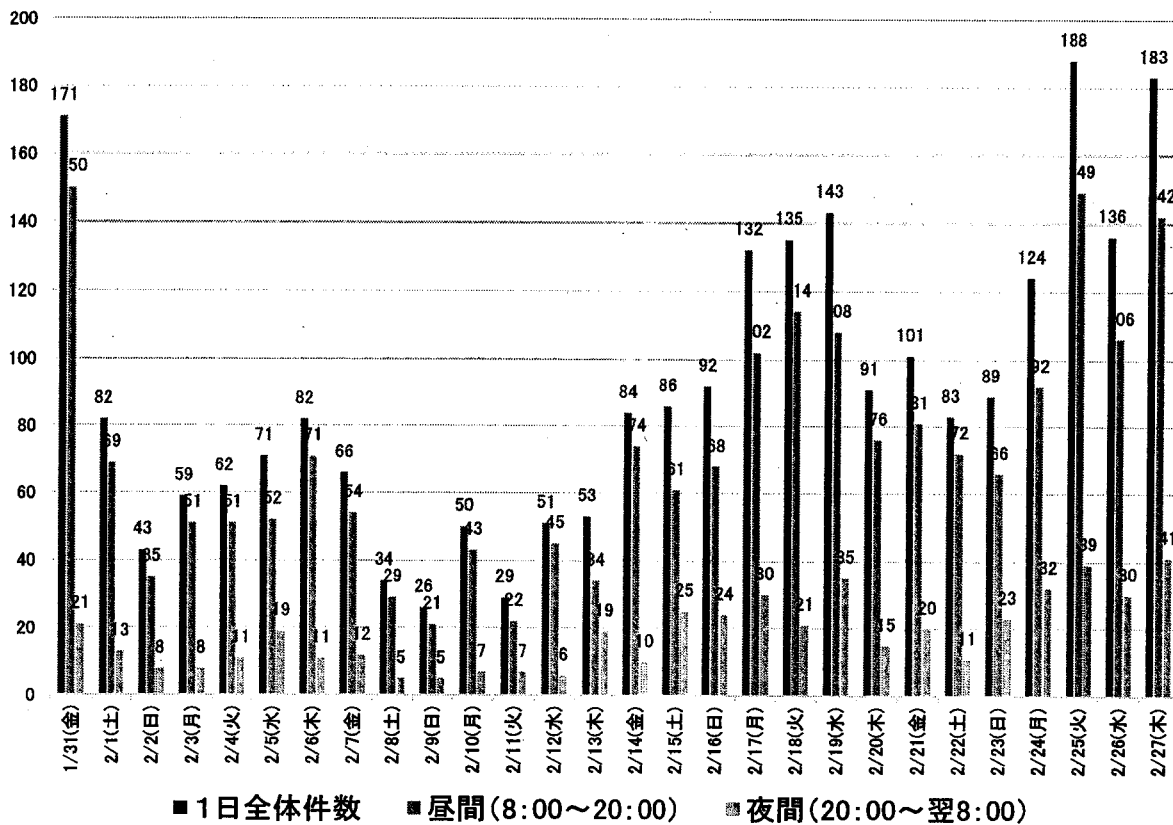
相談件数	
合計 (開設日1/31(金)午前8時45分からの累計)	<b>2,546 件</b>
日計 (当日午前8時から翌日午前8時までの件数)	
2月27日(木)	<b>183 件</b>

※ 昼間:8:00~20:00, 夜間:20:00~翌8:00(単位:件)

日時	相談内容								
	合計	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1月31日(金)	171	76	8	43	0	19	21	0	4
(昼間)	150	64	8	39	0	14	21	0	4
(夜間)	21	12	0	4	0	5	0	0	0
2月1日(土)	1,471	829	40	198	5	114	131	13	141
~2月20日(木)									
(昼間)	1,180	641	37	151	5	103	112	11	120
(夜間)	291	188	3	47	0	11	19	2	21
2月21日(金)	101	71	5	7	0	4	4	2	8
(昼間)	81	59	4	5	0	3	3	0	7
(夜間)	20	12	1	2	0	1	1	2	1
2月22日(土)	83	50	1	9	0	5	5	0	13
(昼間)	72	44	1	5	0	5	5	0	12
(夜間)	11	6	0	4	0	0	0	0	1
2月23日(日)	89	68	2	2	0	5	3	0	9
(昼間)	66	49	0	1	0	5	3	0	8
(夜間)	23	19	2	1	0	0	0	0	1
2月24日(月)	124	93	2	10	0	0	1	1	17
(昼間)	92	70	2	9	0	0	1	1	9
(夜間)	32	23	0	1	0	0	0	0	8
2月25日(火)	188	126	7	19	1	9	5	1	20
(昼間)	149	96	7	16	1	8	4	1	16
(夜間)	39	30	0	3	0	1	1	0	4
2月26日(水)	136	99	6	5	0	14	3	0	9
(昼間)	106	74	6	4	0	13	3	0	6
(夜間)	30	25	0	1	0	1	0	0	3
2月27日(木)	183	109	12	14	0	20	16	0	12
(昼間)	142	79	7	14	0	17	14	0	11
(夜間)	41	30	5	0	0	3	2	0	1
<b>合計</b>	<b>2,546</b>	<b>1,521</b>	<b>83</b>	<b>307</b>	<b>6</b>	<b>190</b>	<b>189</b>	<b>17</b>	<b>233</b>
(昼間)	2,038	1,176	72	244	6	168	166	13	193
(夜間)	508	345	11	63	0	22	23	4	40
市民・その他	2,400								
医療機関	146								

- 相談内容分類
- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ①体調不良の御相談, 検査を受けたい | ②京都市の現在の対策について  |
| ③御意見等              | ④指定感染症に関すること    |
| ⑤感染症予防対策の御相談       | ⑥感染が疑わしい方への対処方法 |
| ⑦受診拒否等について         | ⑧その他            |

### 新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口件数 (1日:午前8時～翌日午前8時)





令和2年2月28日  
保健福祉局  
(健康安全課 222-4244)

新型コロナウイルス疑似症検査件数（結果判明分）

（令和2年2月27日現在）

検査機関名	検査件数	うち陽性件数
国立感染症研究所(京都市民)	1件	1件
京都市衛生環境研究所	61件	1件
京都府保健環境研究所	30件	0件
合計	92件	2件



事務連絡  
令和2年2月27日

各 { 都道府県 } 保育主管部 (局)  
指定都市 地域子ども・子育て支援事業主管部 (局) 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等  
の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日付け事務連絡)などでお示ししてきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4854, 4853)

FAX: 03-3595-2674

E-mail: [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線4966)

FAX: 03-3595-2749

E-mail: [clubsenmon@mhlw.go.jp](mailto:clubsenmon@mhlw.go.jp)

## 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して の保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）

### （保育所について）

1. 今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。  
一方、保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。
2. ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

### （放課後児童クラブについて）

1. 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。
2. また、追加で費用が発生する場合には、「子ども・子育て支援交付金」の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている。加えて、当該期間中に受け入れ児童数が多くなること等に伴い、支援の単位を増やして放課後児童クラブを実施する場合には、既存の長期休暇支援加算の対象とすることができる。これらの追加費用については、内閣府より再度追加の交付申請を受け付ける

予定としているので、適切に申請していただくようお願いしたい。

3. 職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いしたい。
  
4. なお、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を検討していただくようお願いしたい。



事務連絡  
令和2年2月27日

各〔都道府県  
政令指定都市  
中核市〕 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての  
放課後等デイサービス事業所等の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、このたび小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が要請されたことを踏まえ、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）等における対応について、下記のとおり取りまとめましたので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

- 放課後等デイサービスについては、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）が利用するものであり、当該幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いするとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いすること。
- また、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」においてお示ししているとおり、幼児児童生徒の受入れに当たっては本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとすることを改めて周知すること。
- 教育委員会等から福祉部局に対して連携の要請があつた場合には、教育委員会等に対して、受入可能人数について情報提供するなど必要な協力を行うこと。なお、放課後等デイサービスの利用を希望する保護者等からの連絡が直接事業所に寄せられ、事業所において調整を行うことが困難な場合には、保護者等に対し、利用調整

を行っている教育委員会又は学校長に放課後等デイサービスの利用を希望する旨を伝えていただくよう案内すること。

- 幼児児童生徒の受入れに当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」においてお示ししているとおり、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能とすることを改めて周知すること。
- 臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあつては、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」問69においてお示ししている通り、休業日扱いで基本報酬を算定してよい取扱いを改めて周知すること。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（抜粋）

問69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

具体的には以下のことを指す。

- ・学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
- ・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

- なお、児童発達支援事業所についても同様に、感染の予防に留意した上で原則開所していただくようお願いすること。

以上



(参考資料)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
- ・社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

・厚生労働省ホームページ

自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00088.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：[shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)

